

市・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

提出日 令和 年 月 日

いわき市長 宛	申請者	住所(所在地)	電話番号	— —
		氏名又は法人の 名称及び代表者	特別徴収義務者指定番号	
			法人番号	

地方税法321条の5の2の規定により承認を受けた特別徴収税額の納期の特例について、その要件に該当しなくなったため届出いたします。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	人
該当しなくなった理由等	1. 常時給与の支払いを受ける者が10人未満でなくなったため 2. その他 ()
備考	

(納期の特例に該当しなくなった届出をした際は、次の点に注意していただきますようお願いいたします。)

1 納入期限

届出書の提出月分から毎月、各月割額を翌月10日の納期限までに納入することとなります。なお、納期の特例の期間(6月から11月及び12月から5月)の途中で届出書を提出した場合、提出月以前の未納分については、提出月の翌月10日の納期限までにまとめて納入することとなります。

(納入例)

届出月	最初の納期限	納入すべき額
8月	9月10日	6~8月分



9月分以降は毎月、各月分を翌月10日の納期限までに納入することとなります。

2 再度適用を受ける場合

納期の特例の適用を再び受けるには、再度申請する必要があります。